

Q

裁判員は、その事件に関する ニュースや新聞を 見てもよいのですか？



A

いつもどおり、見てもかまいません。

帰宅された後は、テレビを見たり新聞を読んでいただいても構いません。しかし、裁判員として判断していただく際は、あくまで法廷で示された証拠だけに基づいて判断していただくことになります。

あくまで
見るだけ!

